

平成17年9月13日

## 委員会の会議の公開に関する方針

### 1 趣 旨

県では、県民の県政への参加を促進し、公正で透明な県民に開かれた県政を実現するため、情報公開条例を制定し、県が保有する情報の公開及び県の諸活動を県民に説明する責務の遂行に努めている。

この趣旨に基づき、「兵庫県医療審議会保健医療計画部会」の会議結果を公開する。

### 2 公開方法

(1) 開催日時、開催場所、出席委員、議事要旨を県のホームページへの掲載により公開する。

ただし、次の事項は非公開とする。

ア 発言した出席者の氏名

イ 個人又は団体に関する情報であって、特定の個人又は団体が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められる発言部分

ウ 個人又は団体に関する情報であって、公にすることにより、当該団体又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる発言部分

エ その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる発言部分

(2) 会議資料は、公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められるものを除いて公開する。